



# 埼玉県報

号外第14号  
令和元年(2019年)  
9月13日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 患畜等の届出の公示（畜産安全課）
- 豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第52条第1項の規定に基づく報告の請求（畜産安全課）

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

豚コレラ	伝染病及び家畜の種類	疑似患畜	患畜及び疑似患畜の区分	六百七十八頭	頭数又は群数	秩父市	発生場所又は区域	令和元年九月十三日	発生年月日	殺処分	処置
------	------------	------	-------------	--------	--------	-----	----------	-----------	-------	-----	----

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十九号

豚コレラのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 禁止し、又は制限する家畜等  
豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品
- 二 禁止し、又は制限する期間  
令和元年九月十三日から当分の間
- 三 禁止し、又は制限する区域  
イ 移動を禁止する区域  
農場を中心とした半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定に基づき豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域  
ロ 区域外への移出を制限する区域  
農場を中心とした半径十キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定に基づき豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定により次のとおり報告を求めらる。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的  
豚コレラのまん延防止のため
- 二 報告すべき者  
令和元年埼玉県告示第四百四十九号に掲げる区域内の豚又はいのしし（以下「豚等」という。）の所有者
- 三 報告すべき事項  
二の報告すべき者が所有する豚等に係る農場ごとの毎日の死亡頭数、出荷頭数及び分娩頭数（報告の開始日は令和元年九月十三日）
- 四 報告書の提出期限等  
毎日、前日分を当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して提出すること。
- 五 その他必要な事項  
豚等が豚コレラにかかっている疑いがあることを確認した場合は、その旨を直ちに当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して報告すること。